

答申第5号



鎌倉審査第10号

平成8年7月11日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市公文書公開審査会

会長 若杉 明

公文書一部公開決定に対する異議申立て
について (答申)

平成7年10月26日付けで諮問（諮問第12号）された梶原・パチンコ店出店
計画に係る土地利用協議会の会議等報告書及び協議結果報告決裁書類の一部
公開決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

梶原・パチンコ店出店計画に係る土地利用協議会の会議等報告書及び協議結果報告の決裁書類（以下「本件文書」という。）を一部非公開としたことは妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件文書を鎌倉市長が平成7年10月12日付けで一部非公開とした処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次に掲げる理由から不当であるというものである。

ア 鎌倉市長が、「本件文書は行政内部の審議・検討過程の情報であり、市の今後の対応、方針等が記載されている。また、これらを公開することにより法人に明らかに不利益を与えると認められる情報や、不正確な理解や誤解を与え、また、今後反復・継続される事務の公正・円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるため」として、鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第2号、第4号及び第5号に該当し一部非公開としたが、これらの理由は、にわかにつけてつけた理由である。

イ また、条例第6条第1項第2号該当について、本件文書を公開することにより、事業者に対して不利益を与えるとあるが、市長は、鎌倉市開発事業指導要綱（以下「指導要綱」という。）に基づき、事業の内容をつぶさに一般市民に計画の公開をせよと指導しており、事業者（本件異議申立人）はその指導に従い公開している。

したがって、一般市民、特に近隣住民は計画内容を承知している。

ウ これは、市長が梶原・パチンコ店出店計画の事業撤退をさせるために、さも正当性があるごとく土地利用協議会の会議をもとに都市計画法に基づく不同意を行ったものであり、権利の乱用以外なものでもない。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件文書について

ア 本件文書は、平成7年7月25日及び8月15日開催の土地利用協議会
会議録と、平成7年9月7日起案、同日決裁の協議結果報告書である。

イ 土地利用協議会は、本市における土地利用に関連する行政課題につ
いて、総合的かつ計画的な見地から調査研究し、協議及び調整を行う
ことにより、総合計画の効率的かつ円滑な推進を図ることを目的に設
置した市内部の組織である。

(2) 条例第6条第1項第2号該当性について

本件文書には、事業者から提出された各階平面図、断面図、立面図及
びイメージ図（以下「平面図等」という。）が添付されており、これら
については、事業者の営業活動の計画及びノウハウが記載されている。
これを公開することにより、明らかに事業者に不利益を与えるため条例
第6条第1項第2号に該当し公開を拒否したものである。

(3) 条例第6条第1項第4号該当性について

本件文書には、深沢地域のまちづくりに関する記述及び調査範囲の図
面があり、これらの内容は、現段階では、行政内部の審議・検討過程の
情報であり、これを公開することにより、誤解や不正確な理解に基づく
議論が先行し、市民、関係者に無用の混乱を引き起こし、今後の審議・
検討・調査研究等、ひいてはまちづくりそのものにも著しい影響が生じ
るおそれがあるため条例第6条第1項第4号に該当し公開を拒否したも
のである。

(4) 条例第6条第1項第5号該当性について

本件文書のうち、土地利用協議会の開催説明要旨に関する記述の一部、
水道路に関する協議の記述の一部、今後の指導方針等に関する記述及び
梶原・パチンコ店出店計画取扱い（案）に関する記述の一部については、
市の対応、方針等が記載されており、これを公開することは、市の権利
行使が損なわれるおそれがあると同時に、今後反復・継続される同種の
事務事業の公正・円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるため、条
例第6条第1項第5号に該当し公開を拒否したものである。

4 審査会の判断理由

(1) 土地利用協議会について

土地利用協議会規程によると、土地利用協議会は、鎌倉市における土
地利用に関連する行政課題について、総合的かつ計画的な見地から調査

研究し、協議及び調整を行うことにより、総合計画の効率的かつ円滑な推進を図ることを目的に設置された市内部の組織であり、助役を会長に関係部長で構成されている。

(2) 本件文書について。

本件文書は、3の(1)のAのとおりである。

(3) 条例第6条第1項第2号該当性について

ア 条例第6条第1項第2号は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）についての情報又は事業を営む個人の当該事業についての情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」は公開しないことができる旨規定している。

この規定は、法人等の事業活動上の利益はこの条例においても保護されるべきものであるという観点から、法人等に明らかに不利益を与えると認められる情報は公開しないことができるものとするものと解する。

イ ところで、本件文書の平成7年8月15日開催の会議等報告書の中の「土地利用協議会の開催について（通知）」の添付資料に、梶原・パチンコ店の平面図等が添付されている。

これらは、当該事業者の営業活動のほか、設計会社の建築、設計、工事等に係る技術上のノウハウ等についての情報であり、これを公開すると専門知識や技能に基づき創作された知的生産物として保護されるべき利益が侵害されるおそれがあるものと解する。

ウ 異議申立人は、指導要綱に基づき近隣住民に事業計画の公開及び住民説明会を行っており、すでに公開された内容であると述べているが、市は、指導要綱に基づき事業計画の公開を義務付けているものの、義務付けられた内容は土地利用計画図であり、各階平面図等までの公開は義務付けを行っていない。さらに、事業者自身が住民説明会等において各階平面図等を公開している場合も見受けられるが、これは、あくまでも事業者の自主的な公開であり、本市の公文書公開制度の趣旨とは異なるものである。

エ また、今回、請求の対象となっているのは異議申立人自身が経営する法人の情報であり、これを異議申立人に公開することになっても当該法人に特別の不利益を与えることはないとも考えられるが、条例の趣旨からすれば、請求の対象となっている文書を公開するか否かは、当該文書と公開請求者との個別的な関係によってではなく、専ら当該

文書が条例の定める非公開要件に該当するかどうかによって一律に判断すべきである。したがって、本件文書の公開請求についても、条例第6条第1項第2号の規定に従って公開するか否かを判断すればよく、本件文書が異議申立人の経営する法人の情報であり、これを公開しても実質的に当該法人の利益を害するおそれはないという個別の事情は公開・非公開の決定に際して考慮する必要はないと考える。

よって、条例第6条第1項第2号に該当するものと判断する。

(4) 条例第6条第1項第4号該当性について

ア 条例第6条第1項第4号は、「実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関における審議、検討、調査研究等（以下「審議等」という。）についての情報であって、公開することにより当該審議等に著しい支障を生じるおそれのあるもの」は公開しないことができる旨規定している。

これは、行政機関が行う審議等が、自由率直な意見交換や十分な資料収集の基に行われることを確保するために、これらの情報は、公開しないことができるとするものと解する。

イ 本件文書のうち、平成7年7月25日開催の会議等報告書中資料2及び平成7年8月15日開催の会議等報告書中の「深沢地域清算事業団用地周辺整備事業調査範囲」のうちの一部非公開になっている部分については、市が現在、神奈川県、藤沢市及び国鉄清算事業団と審議・検討を行っている、深沢地域の整備事業計画に関する記述及び図面であり、意思形成過程の情報であるため、これを公開することにより不正確な理解や誤解を与え、当該事務又は事業の執行に混乱を招くおそれがある。

したがって、条例第6条第1項第4号に該当するものと判断する。

(5) 条例第6条第1項第5号該当性について

ア 条例第6条第1項第5号は、「実施機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画、争訟及び交渉の方針、契約の予定価格、試験の問題その他の事務又は事業についての情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正若しくは円滑な実施を困難にするおそれのあるもの」は公開しないことができる旨規定している。

これは、実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業の性質や目的から、その事務又は事業の執行前あるいは執行の過程においての情報

を公開することにより、実施の目的を失い又は特定の者に不当な利益を与える結果となり、市民全体の利益を損なうおそれのあるものがあるため、これらの情報を非公開とすることにより、その事務又は事業の公正又は円滑な執行を確保しようとするものであると解する。

なお、本号で例示されている「検査、監査、取締り等の計画」などの記載は、この項目に該当する代表的な例を掲げたものであり、これらに類似する他の一般的な行政事務の執行についての情報も、「その他の事務又は事業についての情報」に含まれるものと解する。

イ 本件土地利用協議会は、鎌倉市における総合的・調和的な土地利用の推進という基本的な理念を実現するためにとりうる施策等について内部的に調査・検討・協議・調整する機関であるが、そこでは、各部署の有する権限の形式的な調整だけが目的とされるのではなく、土地利用に関する市の基本的な方針も併せて検討されることになる。

ウ 今日、地方自治体が住民福祉の増進の観点から健全な土地利用の推進を図っていくためには、まず、地方自治体内部において確固とした方針を確立することが必要であり、そのために、本件土地利用協議会のような内部的な機関を設置することは重要な意味を有する。

エ 情報公開制度の理念からすれば、鎌倉市の土地利用政策に関する情報は、できるだけ市民に公開することが望まれるが、本件土地利用協議会の議事録は、市内部における積極的な政策形成の場における情報であり、それを公開することになれば、協議会参加者が様々な観点から自由かつ率直に意見交換をすることが妨げられ、ひいては鎌倉市における土地利用政策についての内部的な意思形成を図るという本協議会の目的の実現に向けて議事を運営していくことが困難になる事態も考えられる。

オ また、本件土地利用協議会は市の政策形成に直接かかわる職員によって構成されており、これらの者の協議会での具体的な発言内容が公開されると、それが市の方針であると誤解され、それによって今後の市政の公正かつ円滑な運営に支障が生じるおそれがある。

カ 以上のことから、本件文書のうち、土地利用協議会の開催説明要旨に関する記述の一部、水道路に関する協議の記述の一部、今後の指導方針に関する記述及び梶原・パチンコ店出店計画取扱い(案)に関する記述の一部については、これらを公開することによって、本件土地利用協議会の実施の目的を失わせるのみならず、今後反復・継続される

同種の事務又は事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるものと解する。

よって、条例第6条第1項第5号に該当するものと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
7. 10. 26	諮問（諮問第12号）
10. 27	実施機関に対し、一部公開決定理由説明書の提出要請
11. 13	一部公開決定理由説明書の受理
11. 14	異議申立人に一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
11. 24	・一部公開決定理由説明書に対する意見書の受理 ・実施機関に意見書の写しを送付
8. 3. 18	審議（第21回審査会）
4. 24	第22回審査会 実施機関から一部公開拒否理由の説明の聴取
5. 15	審議（第23回審査会）
6. 12	審議（第24回審査会）
7. 2	審議（第25回審査会）
7. 11	答申